

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第69号

メーカーの対応が終了？ 羽毛布団の点検商法に注意！！

これまでも、「無料で羽毛布団を点検します」と電話や訪問で持ちかけながら、結局は、高額な契約を強引に迫る「点検商法」について、注意喚起してきましたが、最近、「メーカーの顧客対応が間もなく終了するから」と持ちかける不審な電話勧誘を受けた、というご相談が寄せられていますので、引き続き、注意が必要です。

【県内事例】

突然、業者から「無料で羽毛布団のメンテナンスをします」と電話があった。「布団メーカーの顧客対応が間もなく終了する」と言うので話を聞いていたが、途中で不審に思い、最後まで話を聞かずに断った。
(70代女性)

アドバイス

1. 布団の無料点検等と電話で持ちかけて訪問の承諾を取り、点検名目で訪問する点検商法の手口と思われるので、注意が必要です。
2. 点検商法は、点検後に消費者の不安をあおり、高額な契約を迫ります。電話で勧誘されても訪問を承諾せず、業者を安易に家の中に入れないようにしましょう。
3. 言葉巧みに、或いは強引に契約を迫られても、その場で契約せずに、家族や周囲の人に相談しましょう。
4. 契約してしまった場合でも、クーリング・オフ（8日以内）や契約の取り消し等ができる場合があります。すぐに消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999